⑶　工事場所　山口県岩国市（米軍岩国基地内）
⑷　工事内容
【電気・通信工事】
・高校新設　鉄筋コンクリート造３階建て
延べ面積　約15,780㎡×１棟
・屋根付歩廊新設　鉄筋コンクリート造１階建て　２棟　延べ面積合計　約650㎡
上記の附帯電気・通信工事一式
・構内配電線路、構内通信線路一式
標準図を活用して発注（ただし、詳細図等作成業務は除く。）。
⑸　工期　平成28年３月31日まで
⑹　使用する主要な資機材
【電気工事】
電灯・動力盤一式、受変電設備一式、照明器具等一式等
【通信工事】
構内情報通信網設備一式、拡声設備一式、情報表示設備一式等
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年12月13日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H25）高校新設電気その他工事に係る特定建設工事共同企業体として、資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から電気工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定した電気工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,100点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上であること。
⑷　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、平成10年度以降に元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延べ面積12,000㎡以上（１棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る動力設備、電灯設備を含む電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成10年度以降に元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延べ面積1,000㎡以上（１棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る動力設備、電灯設備を含む電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者。
イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。
⑽　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
ア　企業による技術提案
【技術提案①】
・受変電設備及び幹線設備の施工品質及び耐震対策について。
（着目点）
本施設は、学校施設として多数の高校生や教職員が使用する施設であり、すべての部屋で安定した電源供給が必要となる。このため、学校の受変電設備及び幹線設備については、高い信頼性を求められることから、施工品質の向上を図ることが必要である。また、災害時においても学校施設の安定使用が求められることから、電気機器の耐震対策も非常に重要である。
このような観点から、①基幹技術者の活用及び役割、②施工品質向上のための施工方法、③施工品質の管理体制、④施工確認方法、⑤機器の耐震対策について、着目し、各項目（①～⑤）毎に具体的な１提案を求めるものである（設計方針、建物躯体に大きく影響を及ぼす提案は認めない）。
【技術提案②】
・建設廃棄物（梱包材、廃材、仮設材等）の発生量低減及び資機材等車両搬入における配慮について。
（着目点）
本工事は、照明設備、動力設備及び受変電設備等の大量の資材・機器を使用するため、工事により発生する建設廃材（梱包材、廃材、仮設材等）の低減が社会的要請として求められるところである。また、本工事場所は、多数の工事が輻輳するエリアにあり、工事場所周辺に十分な仮設ヤード等を確保することが困難なため、資機材等搬入車両の運行管理が重要である。